

「税率別消費税額計算表」

〔小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用する課税期間用〕

1 提出すべき場合

この付表は、消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（一般用）（以下「申告書（一般用）」といいます。）又は消費税及び地方消費税の（確定、還付、修正）申告書（簡易課税用）（以下「申告書（簡易課税用）」といいます。）を作成する場合で、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 51 条の 3 第 1 項《適格請求書発行事業者となる小規模個人事業者に係る税額控除に関する経過措置》の規定（3 割特例）の適用を受ける場合に使用し、申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

なお、この課税期間中に地方税法等の一部を改正する法律（平成 6 年法律第 111 号）附則第 5 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）附則第 4 条第 2 項に規定する「経過措置対象課税資産の譲渡等」又は同法附則第 10 条第 2 項に規定する「元年経過措置対象課税資産の譲渡等」がある場合には、この付表によらず、付表 4－1「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 4－2「税率別消費税額計算表兼地方消費税の課税標準となる消費税額計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」、付表 5－1「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」及び付表 5－2「控除対象仕入税額等の計算表〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕」を申告書（一般用）又は申告書（簡易課税用）に添付して提出してください。

2 記載要領等

金額の計算においては、1 円未満の端数を切り捨てます。